

第 3 5 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 2 年 5 月 2 8 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和2年5月28日(木) 15時55分～16時20分

●場所

芽室町役場 第1庁舎三階 第1委員会室

●議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第5 議案第2号 芽室町農業委員会活動方針の件
日程第6 議案第3号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の件
日程第7 議案第4号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画の件

●出席委員

1番 島部 亨 2番 敬松 穰治 3番 小寺 典子 4番 道下 勇治
5番 坂下 義晴 6番 平林 浩哉 7番 森田 文秀 8番 横溝 勲
9番 谷口 栄治 10番 後藤 和則 11番 西川 幹生 12番 相澤 研二
13番 鈴木 進 14番 浅井 隆久 15番 森本 敏彦 16番 浅野 博文
17番 早苗 裕典

●欠席委員 なし

●委員会に参加した者

事務局長 佐藤 三舟 事務局次長 土田 雅敏 農地振興係長 村上 大助

●議事録署名委員

11番 西川 幹生 12番 相澤 研二

(15時55分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長(佐野会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会

議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に 11番 西川委員 12番 相澤委員 を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。番号1番から3番まで、事務局より説明願います。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件 次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番から番号3番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 議案第1号 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第2号 農地法第5条の規定による許可報告の件。次の件について許可したので報告する。

【番号1番朗読】

○議長（島部会長） ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】

特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。それでは番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から、農地法第3条の

●日程第5 議案第2号 芽室町農業委員会活動方針策の件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 日程第5 議案第2号 日程第5 議案第2号 芽室町農業委員会活動方針策の件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第2号日程第5 議案第2号 芽室町農業委員会活動方針策の件 芽室町農業委員会活動方針策を次のとおり策定したので、審議を求める。

内容につきましては、10頁から12頁になります。活動方針は、農業委員1期3年間の活動方針として定め、さらに単年度の活動計画を毎年策定し、推進していくものであります。活動方針につきましては、令和元年5月に定めたものから特に内容変更はなく、活動計画につきましても、令和元年度の現況値と、令和2年度の目標値以外に変更した点はありません。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ただ今事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

それでは異議のないものと認め、原案の通り決定されました。

以上で議案第2号を終わります。

●日程第6 議案第3号 令和元年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第3号 令和元年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価の件を議題とします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第3号 令和元年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価の件。芽室町農業委員会の令和元年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価を次の通り決定する。

点検・評価の内容については14頁から21頁に掲載しております。この件につきましては、担い手への農地集積、新規参入の推進、遊休農地の措置を主として活動してきました。評価としてはほぼ計画どおり目標を達成したものです。なお、この点検・評価の内容については、農業委員会法第37条および同法施行規則第15条に基づき、6月末日までに町ホームページ等で公表し、道を通じて、農林水産省へ7月末日までに報告することとなっております、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ただ今事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

それでは異議のないものと認め、原案の通り決定されました。

以上で議案第3号を終わります。

●日程第7番 議案第4号 令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の計画の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7議案第4号 令和2年度の目標およびその達成に向けた活動の計画の件を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（村上） 議案第4号 令和2年度の目標およびその達成に向けた活動計画の件。芽室町農業委員会の令和2年度の目標およびその達成に向けた活動計画について審議を求める。

活動計画の内容につきましては、23頁から25頁に掲載しております。この件につきましては、この件につきましては、担い手への農地集積、新規参入の推進、遊休農地の措置を主として、令和元年度と同じ計画として。ホームページでの公表、農林水産省への報告につきましても、先程と同様であります。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。ただ今事務局から説明がありましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

【なし・・・との声】

以上で質疑を終わります。続いて採決に移ります。原案の通り決定することに異議はありませんか。

【異議なし・・・との声】

異議のないものと認め、原案の通り決定されました。
以上で、議案第4号を終わります。

○議長（島部会長） 本日の議案の審議は全て終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いします。

【発言なし】

よろしいですか。それでは以上をもちまして、芽室町農業委員会第35回総会を閉会いたします。

（16時20分 閉会）